

## 総務文教常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年11月14日（金） 午前10時05分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	有村 隆志 君
委員	平原 志保 君	委員	阿多 己清 君
委員	中村 正人 君	委員	塩井川 幸生 君
委員	池田 守 君	委員	前川原 正人 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 松元 深 君

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

グリーンコープかごしま生活協同組合あいら支部組合事務局	池田 律子 君
グリーンコープかごしま生活協同組合いのちとくらしの委員会委員長	末田 敦子 君

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

なし

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

陳情第8号 陳情書「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書（平成25年受付）

陳情第6号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求める陳情書

陳情第10号 「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める陳情書

陳情第11号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書

9. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。本日は、去る10月1日の本会議で当委員会に付託されました陳情2件と、継続審査の陳情2件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。これより審査に入ります。

△ 陳情第10号 「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める陳情書 及び  
陳情第11号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

まず、陳情第10号、「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める陳情書及び陳情第11号、川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書について審査します。本日は、陳情者であ

るグリーンコープかごしま生活協同組合あいら支部組合事務局の池田律子様と同組合、いのちとくらしの委員会委員長の末田敦子様にご出席を頂いております。陳情者の皆様に議事の順序等について申し上げます。まず、陳情2件の内容を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、御発言の際には挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して、起立して御発言くださいますようお願いいたします。また、陳情者は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。それでは説明を求めます。

○グリーンコープかごしま生活協同組合あいら支部組合事務局（池田律子君）

私は、霧島市の溝辺町に住み、子供を産んだときにアトピー性皮膚炎ということで、自然・環境・食べ物に、もっと自分も母親として学ばなきゃいけないと思うことから、今、グリーンコープ鹿児島生活協同組合と出会い、そこで一主婦でありながら、様々な難しい問題をいろいろ勉強されているお母さま方と出会うこととなりました。本日、陳情しました原子力による発電についても、この生協で学ぶこととなりました。陳情第10号の趣旨は、九州電力が過酷事故に陥った場合、東京電力の原発事故対応以上の対応を望むことは、相当に難しいと考えられています。住民の命と自然と財産を守り、このふるさとに住み続けたいという住民の願いに沿うためには、川内原発3号機増設計画を白紙に戻すことが重要であると思っております。このようなことから、本議会において川内原発3号機増設計画の白紙撤回を求めることを決議し、さらに意見書を鹿児島県知事宛てに提出するよう陳情するものです。続きまして、陳情第11号の趣旨は、東京電力第1原子力発電所の事故は発生から3年になりますが、いまだ収束していません。15万人余りの人々が避難生活を強いられています。この事故は、他の産業事故では考えられない規模で、地域社会を破壊し、放射能汚染は長期にわたって続き、どこまで拡大するのかも定かではありません。現在の原発技術は、使用済み燃料の安全な処分もできない未完成で危険なものであります。世界有数の地震国であり、世界でも1、2の津波国である日本に集中的に立地することは危険極まりないものであります。政府は前政権の「2030年代原発稼働ゼロ」という極めて不十分な方針も白紙に戻しています。これは、原発ゼロの日本を求める国民多数の声に真っ向から背くものであります。政府は、原子力規制委員会が平成25年7月に制定した新規制基準を基に再稼働を強行しようとしております。この新基準で、電力会社は活断層や原発から160km圏内の火山活動の影響を想定することも義務付けています。火山学の専門家は、川内原発を再稼働させることで、過酷事故への可能性を訴えています。このようなことから、この本議会において原発の再稼働に反対し、原発から直ちに撤退する決議をお願いし、さらに意見書を鹿児島県知事宛てに提出するよう陳情するものです。よろしくお願います。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより陳情者に対する質疑を行います。まず、陳情第10号について、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

多分、御存じだと思うんですが、1・2号機の後に3号機を造るんだという方向性を、県のほうが出しているわけです。立ち消えと言ったらおかしいですけど、そういう中で福島原発の事故がああいう形で起こって、約13万人の人たちがまだ家にも帰れない、避難区域で時間の制限はあってもすぐ出なきゃいかんということで、避難を強いられているわけですけども、この3号機の白紙撤回というのは、もう造ったらだめだという、そういう意図というか、そういう理由というふうには受け止めてよろしいですか。

○グリーンコープかごしま生活協同組合あいら支部組合事務局（池田律子君）

私たちグリーンコープかごしま生活協同組合は、この事故が起こる前から、原子力発電から脱したいと。大きな事故が起こるのは目に見えているということで、1号機と2号機が稼働しているときから、3号機の増設に対してはとても脅威を感じておりました。不幸にして福島の事故が起こりましたが、一貫して以前もこれからも、今回も同じように訴えたい、自分たちの思いを伝え

たいということで陳情させていただきました。前川原委員のいうことに間違いありません。造るなということですよ。

○委員（塩井川幸生君）

私たちこの委員会は、川内原発の原子炉の中まで見てきましたけれども、コープさんのほうでは原子炉の中までは見れないと思いますが、現地に行かれたことはございますか。

○グリーンコープかごしま生活協同組合あいら支部組合事務局（池田律子君）

グリーンコープ鹿児島生協として行ったことは、ございません。個人的に子どもたちと一緒に、バスツアーはしておりませんが見に行くと、厳重な、何炉にもなっている場所やボタンがいっぱいあるのも見せていただきました。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありますか。

○委員（平原志保君）

ちょっと質問の趣旨がずれてしまうかもしれないんですけども、川内原発が稼働しなくなると、エネルギー不足を言われるんですけども、現に福島事故があったときに、私は東京にいたんですが、停電になって電力が思うように使えなかったりして、かなり苦労した思いがあります。それで、私は動かすことには反対のほうの意見なんですけれども、そうなった場合、電力不足に今後、霧島市もなっていくとして、主婦としてそこに電力不足をカバーする努力というか、多少の不便さが出てくると思うんですけど、その覚悟とかいうのは、例えばグリーンコープさんとかで、皆様で声かけして何か対策を立てていくとか、そういうのはあるんでしょうか。

○グリーンコープかごしま生活協同組合あいら支部組合事務局（池田律子君）

今、大きなグリーンコープ生協として、鹿児島だけではなくて大阪まであるんですが、大きなプロジェクトとしては、市民電力を立ち上げて、自然エネルギーを使った様々な、太陽光だけではなくて、そのときそのときでリスクが少ないようなエネルギーをつくり出せないかということで基金を立ち上げて、福岡県の糸島と、つい先日宮崎のほうの、国富から別の所に移ったと思うんですけど、メガソーラーを立ち上げるということで、グリーンコープの活動としてはそこを行っております。私は、この霧島市の中の小さい事務局で、委員会をお母さんたちが毎月開催するんですけども、グリーンエコ手帳という、これをいのちとくらしの委員会のところで作っていただいて、様々に節約をしながら、今の生活を維持しながら原子力発電を使わずにできることがないかということを探りながら、このような活動を行っております。

○委員（阿多己清君）

先ほども質疑が出ましたが、稼働しなくなれば電力不足が生じるというのは、皆さんの一致したものだと思うんですけども、電力不足を一生懸命火力やら水力やらを活用して、何とか今、維持はされているんでしょうけれども、今後また化石燃料もどんどん上がっていく方向で、不安定な部分もあります。そうした場合には、電力料金が上がることも想定がされるんですけども、そういうお話は団体の中でもいろいろ話題になっているんでしょうか。そうなった場合は、どうお考えですか。

○グリーンコープかごしま生活協同組合あいら支部組合事務局（池田律子君）

自分たちの生活に乗っかってくるということも、学習会等で学びました。それでどういうことができるかということを探っているんですけども、現在のところは私たちの生協の中では、生活のレベルを変えずに、原子力に頼らなくても生活できているじゃないかということ、声を大にしております。それでも足りなくなったりしたときにはどうすればいいかという議論をする場を、もちろんこれから原子力に掛かるお金、また処分の仕方、そして放射能汚染に対する恐怖から自分たちを守るためにはどうすればいいのか、この議論の場をお母さんたちも求めていますし、もちろんその生協の中で大々的に「こっちがあるじゃないですか」と言えればいいんですけども、残念ながらそういうことにはなっていないので、専門家の話を聞きながら、またこういうふう陳情を出す

ことで、私たちお母さんも意見を持っているんだ、思いはあるんだというところをどうにか伝えたい。残念ながら、川内原発に代わる「こっちがありますよ」というものは持ってありません。

○委員（阿多己清君）

電力料金が上がることが想定されるのかなど、私は思っているんですけども、そうなった場合のお気持ちというか、御意見等があればお聞かせください。

○グリーンコープかごしま生活協同組合あいら支部組合事務局（池田律子君）

その話によくなるんですけど、原子力を使わないのであれば、お母さん方はほかのところで節約しながら、安全な食べ物も買いつつ努力をしながら、納得した電気料だったら払えるよねという話になります。

○委員長（池田綱雄君）

今の質疑は、原子力を使わないと電気料金が上がりますよというような内容です。それに対して何回か会を開いておれると思いますけれど、「上がれば困るよね。それなら存続を」というような意見などは。そこにも関連すると思いますが、その辺はどうなんですか。

○グリーンコープかごしま生活協同組合あいら支部組合事務局（池田律子君）

私が知る限りでは、お母さんたちは「原子力を使わないで自分たちの電気料が上がるのであれば、それは仕方がない」という話にしかありません。

○委員長（池田綱雄君）

分かりました。ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃるように、電気料金が上がったらどうするんだという現実の問題だと思うんですね。家計に直接響く問題だろうと思います。しかし、原子力の危険性、例えば風向きによってはどう放射能が降りかかってくるか分からないというのは、福島第一原発での反省であり、教訓であったわけですね。ですから、電気料金が上がるであろうというふうに想定しても、住めなくなる、避難をしなければならない、帰れなくなるという点からいけば、一言で言えばお金の問題じゃなくて命の問題だというふうなことにもなると思うんですが、それをはかりに掛けたときに、お金のなか人命なのか健康なのかといったら、やはり人間が人間らしく住んでいけるような、そのための環境づくりの一つとしても廃炉であり、陳情第11号と重なる部分がありますが再稼働をしなくても、人間に対する影響が大きいから、電気料金が幾ら上がるかというのはなかなか難しいところがありますけれども、そういう理解でよろしいわけですね。

○グリーンコープかごしま生活協同組合あいら支部組合事務局（池田律子君）

その御理解でよろしいです。議員の皆様も御存じのように、福島から鹿児島に放射能汚染を恐れて、子供を守るために転居された方もいらっしゃいます。私たちが出会う組合員のお母さん方は、うちの生協は4人兄弟、4人目という方が多くて、実際は本当に生活はきつきつで、それでもより安全なもの・安心なものを求めていらっしゃるお母さんが加入されていますが、本当に主婦目線でも何とか踏ん張ろうよというような話です。

○委員（池田 守君）

多くの国民の方が脱原発というのを求めているという方向性は分かりますが、ただここで原発を止めてしまった場合、今の時点では火力発電、いわゆる化石燃料に頼らざるを得ない状況だと思うんです。そうなりますと、この時代はともかく、100年後、1,000年後の地球温暖化というのを止めるためには、できるだけ火力発電はやめたほうがいいわけですね。その辺のところは、どうお考えですか。

○グリーンコープかごしま生活協同組合あいら支部組合事務局（池田律子君）

電気自体が自然界にあるエネルギーからは取り出せないということで、様々なリスクが考えられます。それに対してでも、温暖化に関しても原子力を掘るところから考えれば、同じように温暖化の問題もあります。全くクリーンなわけではないということも学んでおります。それに対してでも、

やっぱり原子力で起こるリスクのほうが、はるかに多くて、地上に埋めるその最終処分の部分であるにしても、現在のところのリスクは同じかもしれませんが、もっと私たちが議論していく、原子力に安易に走るのではなくて、世界規模の話になってしまいますけれども、クリーンなエネルギーを模索することに重きを置けないのだろうかというような思いで、具体的には今の時点では同じようにリスクがあるかもしれませんが、そこに議論を持っていけないか。それを積み上げていくことで、声を出さないことには積み上がっていかないのではないかとということで、陳情させていただいております。

○委員（池田 守君）

現時点での3号機の建設というのは非常に難しい状況だと思うんですけども、今、薩摩川内市議会それから市長、それから県議会、知事さん方が1・2号機の再稼働を容認されたということなんですが、むしろ1・2号機を動かすよりも、3号機の新しい技術で、3号機の造られる予定地というのは高台にありますよね、もっと高台に。そういった意味で、より安全性の高い3号機を造ることにはなりませんか。

○グリーンコープかごしま生活協同組合あいら支部組合事務局（池田律子君）

私たちは、一貫して原子力からは脱したいと。陳情にもありますように、原子力に頼ることは考えておりません。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、陳情第11号について質疑はありませんか。

○委員（池田 守君）

新基準に基づいて、1・2号機は再稼働しようということですが、その後にごく最近言われてきたのが、火山活動の影響が大きいのではないかとことですが、陳情書には「火砕流だけでなく火山灰による送電網やフィルターの機能不全」と記載してありますが、私たちにちょっと理解しにくいところがあるんですが、例えばどこの場所が吹いた場合にどうなるのか、そういうのはシミュレーションしていいらっしゃいますか。例えば、始良カルデラで噴火して、火砕流が起こった痕跡がありますよと言われるんですが、もしこの錦江湾の中で大爆発が起きて薩摩川内市まで届くような火砕流が起こるとなると、この辺りは全滅すると思うんですよ。そういったことを考えていらっしゃるのかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

○グリーンコープかごしま生活協同組合あいら支部組合事務局（池田律子君）

50キロ圏内の放射能のこともありますし、おっしゃるとおりこちらが爆発した場合の影響も恐ろしいです。とにかく全く起こらないことを想定すること自体が不自然なんじゃないかということで考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

1・2号機の再稼働に反対は、始良市がそこまで至ったわけですね。実際、地震予知連絡会の会長が、「前兆現象を数年前に把握できた事例はない」ということで見解を出して、そういう中での川内原発が今、立地されている所は桜島だけの問題じゃなくて、始良カルデラだったり、阿蘇のほうだったり、地震国日本ということで位置付けて、こういう見解を発表されているわけですが、要は原発の事故だけではなくて、どういう災害どういう天災が来るのかというのは全く予知できないというふうに思うんですけど、その辺を見たときに、そういう点ではリスクのほうが大きいんだと。自然界のことで、人間がそれこそ宇宙の果てまで今、研究は進んでいるのに、地面の中はほとんど分からないという状況の中で、大きく言えば天災となるんでしょうけれど、そういうことを鑑みても原子力発電をするリスクのほうが大きいんだという、そういう趣旨というか、そういう視

点での今のお話だということで間違いないか、確認をさせてください。

○グリーンコープかごしま生活協同組合あいら支部組合事務局（池田律子君）

はい、そのとおりです。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情者に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時35分」

「再開 午前10時37分」

## △ 自由討議

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、先ほど審査した陳情2件と、継続審査となっております陳情2件の自由討議に入りますが、本日の会次第順に進めますので、意見があれば御発言ください。それではまず、陳情第8号、「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書及び陳情第11号、川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書については、関連がありますので一括して討議します。意見はありませんか。

○委員（平原志保君）

いろいろ陳情が上がっておりますが、私たち霧島市議会議員として考えるべきだと思います。国のほうの意見、県のほうの意見とそれぞれありますし、原子力の大切さ、エネルギー不足の不安とかいうのもあるんですけども、霧島市の住んでいる方の安全を守るといって、その一点だけをまず見るべきかと思っております。そこを考えていただきたいなと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。陳情第6号、「川内原発1・2号機の再稼働に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求める陳情書について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。陳情第10号、「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める陳情書について、意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時40分」

「再開 午前10時41分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（池田 守君）

川内原発3号機増設計画の白紙撤回ということなんですけれども、現在の県とか国の状況等はどうなっているか知りたいんですが。

○副委員長（有村隆志君）

調べましたところ、2011年に福島原発の事故が起こってから、2011年4月に県は「手続を保留するよう求めた」という形になっております。

○委員（前川原正人君）

この「白紙撤回を求める」というのは、先ほどの陳情人とのやり取りの中で確認をさせていただいたんですが、あくまでも白紙撤回というのは造るべきではないということが一番土台にあるわけですし、また2011年に県知事が福島原発事故を受けて保留、陳情書の中には凍結というふうに表現がされていますが、文法的には凍結というのは、解凍すればまた動き出すということですので、先ほどの陳情人の説明のとおり、やはり造っていただきたくないんだということを尊重すべきではないかと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情4件の自由討議を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時44分」

「再開 午前10時45分」

○委員長（池田綱雄君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情処理に入ります。

#### △ 陳情第8号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採決採択を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

まず、陳情第8号、「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありますか。

○委員（前川原正人君）

既に国及び県のほうも、再稼働の方針を出したわけですけれども、やはりこの時期に来て霧島市議会だけ継続ということにはならないでしょうというふうに思います。霧島市議会の総務文教委員会の意思として、はっきりと結論を出すべきではないかと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、皆さん採決で異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、陳情8号に対しまして賛成の立場から討論に参加をしたいと思います。私は、この陳情というのは、福島第一原発を受けまして、今もなお13万人以上という住民が放射能汚染により避難を余儀なくされております。川内原発再稼働によって、万が一事故が起これば、福島への二の舞になるということを教訓としていっていると思います。事故が発生いたしましてから、約3年8か月が既に経過をしたわけですが、今もなお故郷に帰れない人、放し飼いになった家畜などが放置をされ、立入制限区域に行かれた方の話では、家畜の皮膚の表面に白い斑点模様が浮き出ており、放射能物質による影響ではないかということも報告を頂いております。先日の11月3日には、宮沢経済産業大臣が川内原発を視察し、その足で伊藤鹿兒島県知事や県議会議長と会談を致しました。原発の新基準の下で、国が責任を持つということでございますけれども、今なお収束していない福島原発の廃炉の処理、汚染されて土壌改良などがいつ終わるのか分からない状況でもあります。国が責任を持つこ

とは当然でありますけれども、未だに除染作業や住民避難が続いており、収束のめども立っていないと思います。川内原発が事故を起こせば、そのときの避難計画もどうやって避難させるのか、その費用負担、誰が責任を持つのかなど、国は自治体任せと言わざるを得ません。放射能漏れが起これば、風向きにより霧島市にも避難しなければならないことも十分考えられるわけであります。九電は、過酷事故が起これば19分後にメルtdownが起こって、1時間半で格納容器が壊れるということをお認めしております。1時間半で放射能が住民を襲い、この時間内で避難できるのかという問題もあります。川内原発が立地している場所は、幾つもの巨大地震を起こす危険のある火山地帯の上でもあります。巨大地震が原発を襲ったら、想像を絶する大惨事になることも予想をされております。原子力規制委員会では、「巨大地震を数年で予知し、予知された時点で原子炉を止めて燃料部を運び出す」と言っているわけですが、地震予知連絡会の会長は、「前兆現象を数年前に把握できた例は、世界にはない」と断言を致しております。さらに、5月に行われました大飯原発の差し止め判決を致しました福井地裁の判決、ここでは原発の250km圏内の住民に具体的危険があると指摘をし、霧島市民もその風向きによっては避難しなければならないことも想定されているわけであります。その後、また原発事故による避難生活中に、自殺に追い込まれた女性への損害賠償を命じた8月の福島地裁の判決も出されております。これらは大きく捉えれば、人類と原発は共存できないこと、原発が事故を起こせば、人間の手では制御できないことを示しております。先日の11月11日の朝日新聞の世論調査でも、川内原発の再稼働反対は52%、賛成が31%という状況でありまして、再稼働に否定的であります。以上のことから、本第8号の陳情は採択をすべきであるということをお申し述べて、賛成討論と致したいと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

原案に反対者の発言はありませんか。

○委員（池田 守君）

反対の立場で討論したいと思います。私も、脱原発方針は賛成です。脱原発の方向に将来進んでいくことには賛成ですが、現下の状況を考えた場合に、電力事情のこと、それから地球温暖化に関すること、あるいはまた経済的問題を考えた場合、それと安全審査の基準の一番厳しい規制委員会のほうが、一応ゴーサインを出したということ、そしてまたひいては国の、この前宮沢大臣が来られて、「国で責任を持つ」ということも明言されております。それと、前回の福島事故は、非常に過酷なものであることは分かります。しかしながら、皆さんも今回、川内原発の現地を視察されましたけれども、地震あるいは津波など、万が一に対する手立てもなされていると思いますので、しばらくは原発に依存しないといけないと思いますので、私は本件については反対します。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、討論を終わります。採決します。陳情第8号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者3名、起立少数と認めます。したがって、陳情第8号は不採択とすべきものと決定しました。

#### △ 陳情第6号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同意を得る意見書」の採択を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情第6号、「川内原発1・2号機の再稼働に当たって250km圏内に入る県内全自治体の同



意を得る意見書」の採択を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。皆さん採決で異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第6号については、原案のとおり採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。陳情第6号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者2名、起立少数と認めます。したがって、陳情第6号は不採択とすべきものと決定しました。

#### △ 陳情第10号 「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情第10号、「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。皆さん採決で異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第10号については、原案のとおり採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。陳情第10号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者3名、起立少数と認めます。したがって、陳情第10号は不採択とすべきものと決定しました。

#### △ 陳情第11号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情第11号、川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。皆さん採決で異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（阿多己清君）

私は、この陳情第11号に反対する立場で討論を申し上げます。先ほど池田委員の言われた内容と少し重複しますが、基本的に私は原発に依存せず、という思いもあります。これは将来へ

向かってでございます。現在の水力発電を含めて、自然エネルギーを十分活用していく方向をつくっていくということは、皆さんお思いのことだと思いますけれども、国は責任を持って対応していくということも言われておりますし、九州電力側も安全に運営するために各種の設備等も整備されつつあり、またされている部分もあります。これが100%安全だということは言えないかもしれませんが、当分の間は原子力を活用せざるを得ないという思いであります。したがって、この陳情については反対という気持ちでございます。

○委員長（池田綱雄君）

原案に賛成者の発言はありませんか。

○委員（平原志保君）

私は、この11号に賛成です。再稼働反対というのは、今の時点ですぐ動かすことになっても、霧島市の場合は避難受入れの計画もきっちりできない、その費用の負担も難しい。そして、こちらに影響のあるような状況になったところで、市民の方々の安全に避難させる計画もまだできていない状況です。これらが全部そろってから再稼働をするかどうかを検討するならばまだしも、それすらできていない状況で再稼働に賛成するというのは、市民の方々の安全を第一に考えなければいけない私の立場では、認めることは断じてできないと思います。したがって、本件には賛成いたします。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで討論を終わります。採決します。陳情第11号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者3名、起立少数と認めます。したがって、陳情第11号は不採択とすべきものと決定しました。

### △ 委員長報告に付け加える点

○委員長（池田綱雄君）

陳情処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（池田 守君）

ただいま、採決の結果は、第8号、第11号共に不採択になったのですが、反対の委員も討論の中で述べましたが、あくまでも脱原発の方針というのは、やはりこの議会としては打ち出してほしいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（中村正人君）

今日、反対された委員の皆様のお気持ちと同じで、私も再稼働やむなしというところではございますが、やはり今後の九州電力、それから国・県を含めて、今日も女性の方々の陳情者でございましたが、女性の方々への理解それから国民の方々への御理解を今後も続けながら、そしてまた避難計画も充実しながら、稼働したから安心するのではなく、今後も九州電力あるいは県のほうにはこういう安全対策を万全にさせていただくということを付け加えていただけるようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

○委員（前川原正人君）

4件の全ての陳情書が今、不採択ということになりましたが、一番大事なことは、風向きによっ

ては霧島市民も避難しなければならない事態が発生するという事も想定しておかないといけないと思います。ですから避難計画の現段階では、福島原発が事故を起こして、その30km圏内になっていると思いますが、250km圏内も影響が出るんだという判決も出ていますので、やはり霧島市民の避難の経路そして財政負担、考えられる様々な問題を、安心安全課の所管になると思うんですが、検証はなかなか難しいでしょうが、そういうところのシミュレーション等も必要になってくるのかなということもありますので、その辺も押さえていただければと思います。

○副委員長（有村隆志君）

現時点で、原子力については私も容認せざるを得ないという立場でございますけれども、脱原発のために、再生可能エネルギーをベースロード電源として位置づけた計画を、早く国のほうでつくっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。

#### △ その他

○委員長（池田綱雄君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、以上で本日の総務文教常任委員会を閉会します。

「閉 会 午前11時06分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 池 田 綱 雄